

再発防止策の具体的な行動計画に基づく実施状況 [平成20年度全体計画]

→ : 計画
 ■ : 実績

計画および実施内容		H19年度	H 20 年度											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 行動計画の策定及び実施状況の確認、公表	(1) 再発防止策に係る行動計画及び実施状況の定期的な公表（情報公開）		5/30 H19年度実施状況及びH20年度行動計画の公表						H20年度上期実施状況の公表					
	(2) 「コンプライアンス委員会」による全体計画及び実施状況の検証・確認 ・委員長：社長、社外委員等で構成。社外第三者による検証・確認。 ・幹事（事務局）：経営管理部長（内部監査部門）による社内第三者による検証・確認。		委員会（報告） 5/28			取締役会 6/17			委員会（報告） 12/10			取締役会		
	(3) 「発電設備点検委員会」による発電設備部門の計画及び実施状況の確認	H19年度実績集約	H20年度行動計画 5/14 ↑			上期実績集約 11/12								
2. コンプライアンス意識向上策（組織風土づくり）	(1) 経営トップのリーダーシップのもと、コンプライアンス意識の徹底とCSRの価値観の共有化	経営トップ層による継続的な啓発（社長メッセージの発信等）	→											
		経営幹部会議等での当該事象の報告及び再発防止の周知徹底	→											
		「経営トップ層と社員との対話」における社員意識の醸成	→											
	(2) 何でも話し合え、言い出せる職場づくり	職場における対話活動や個人面談等の充実・徹底	→											
		管理部門と現業機関とのコミュニケーション推進	→											
		原子力部門における情報公開等のさらなる取り組み（ニューシア情報等の協力企業との情報共有等）	→											
		部門横断、全社大での連携強化及び情報共有化の推進（部門横断の意見交換会による情報共有化等）	→											
		グループ企業を含めた情報共有化の推進	→											
		「コンプライアンス相談窓口」等の活用による不適切な事象等の隠蔽防止	→											
		「コンプライアンス相談窓口」等の活用による不適切な事象等の隠蔽防止	→											
(3) 個々の従業員の「コンプライアンス意識向上」	法令及び企業倫理の遵守と情報公開の推進	→												
	コンプライアンス教育・研修での取り組み強化	→												
3. 業務運営面での対策（仕組みづくり）	関係法令に関する教育の充実 関係法令解説、手続き事例等のマニュアル（規定）等へ織込み 法令に係る手続き申請の要否判定の明確化 官庁申請を確認するための、業務処理チェックシステムの構築（業務処理チェックシステムの活用による官庁申請の要否確認） 運用変更時の業務プロセスの明確化 本店主管部門と運転・保全担当箇所とのコミュニケーションの充実及び法令の解釈等のサポート体制の充実	年度実績集約（P D C A）	具体内容策定			5/9 例規改正情報配信の活用開始						上期実績集約（P D C A）		
4. 経済産業大臣指示文書等への対応	(1) 「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（指示）」への対応 ・要求事項【原子力分野（8項目）、水力・火力分野（3項目）】への取り組み	年度実績集約（P D C A）	行動計画の策定等			9/16 発電部門事故情報等に関する社内意見交換会								
	(2) 「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について（評価書）」への対応 【今後の対策：30項目（当社該当は23項目）】	年度実績集約（P D C A）	6/5、6/11、6/12 電力大での情報共有のための委員会											
5. モニタリング機能	(1) 内部通報制度「コンプライアンス相談窓口」の活用	→												
	(2) コンプライアンス意識の定期的チェック及び公表	1/15～2/15 意識調査（グループ企業）	4/2～4/21 意識調査（九電）			6/25 CSR報告書へ公表								
	(3) 内部監査による再発防止策の実施状況等の確認	→												

継続実施